

町民課だより

お知らせ 20歳がスタート 「国民年金」!

成人式を迎えられた皆さん、おめでとうございます。20歳になると「国民年金」に加入しないといけないことはご存じですか? 「国民年金」は、老後はもちろん病気やケガなどで収入が途絶えても、誰もが安心した生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。

20歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社就職するときなど一生涯使いますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生の皆さんにも保険料の納付が義務付けられています。学生納付特例制度をご利用いただく、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。

また、学生以外の20歳代の方

方には、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、町民課、各総合支所住民課・国民年金担当窓口にて受け付けておりますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。

お知らせ 年金受給者のみなさまへ 平成19年分公的年金等の源泉徴収票 が送付されます

国民年金・厚生年金保険及び共済組合などから支給される老齢又は退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

社会保険業務センターでは、老齢年金等の受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を送付することとなっております。(毎年1月下旬)

この「源泉徴収票」には、平成19年中に支払われた年金の支払総額、年金から天引きされた介護保険料の金額、源泉徴収税額及び控除内容などが記載されています。

確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

お知らせ 休日・時間外の 年金相談のお知らせ (1月)

○年金相談の受付時間延長
毎週月曜日は、県内4つの社会保険事務所、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。月曜日が休日の時は翌火曜日になります。

1月の延長日は、1月7日(月)・15日(火)・21日(月)・28日(月)となっております。

○第2土曜日は年金相談日
1月12日(土)は、県内4つの社会保険事務所、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常日より混雑も少ないので、どうぞお気軽にご利用ください。

○年金相談の予約

県内の社会保険事務所では、第2土曜日、時間外年金相談の日について、1か月前から電話による予約を受け付け

今般「与党高齢者医療制度」に関するプロジェクトチームにおいて、高齢者医療制度について次のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

1 70歳の方の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間窓口負担が1割に据え置かれ

昨年からの制度改正では、70歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

現在、窓口負担が3割の方、65歳以上の方で一定の障害認定を受けた後期高齢者医療に該当する方は除きます。

2 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について
平成20年4月から9月

けていますので、お気軽にご利用ください。
問い合わせ
高知西社会保険事務所
☎ 875-1717

での6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

※対象者となる方

75歳以上、又は65歳以上の方で一定以上の障害認定を受けた後期高齢者医療に該当する方で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日)において被用者保険(政府管掌健康保険や、組合健康保険、公務員の共済組合等)の被扶養者となっている方。

昨年の制度改革では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置は、平成20年度に限って行われるものです。

高齢者医療制度の見直しについて